

秋津ジュニアテニススクール運営業務委託 仕様書

1. 業務名 秋津ジュニアテニススクール運営業務委託
2. 目的 (1)ジュニア期における硬式テニスへ関わる機会向上と継続の場を、新規・初心者を中心により多くの市民に平等に提供する。
(2)秋津テニスコートの利用率向上と有効活用。
3. 実施場所 秋津テニスコート(習志野市秋津5-20-2)
4. 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
5. 実施日時 通年 平日17:30～19:00 (準備時間17:00～)
6. 委託内容
 - (1)使用施設
 - ・コートはABコートを利用する。コートは年間で委託者が確保する。
 - (2)開催日時
 - ・時間は平日(月～金曜日)の17:30～19:00とする。
 - ・原則、期間内の全日程を確保することとし、不要の場合は既定のキャンセル料が発生する。
 - ・祝日・年末年始休業・財団事業及び大会開催時は実施をしない。
 - (3)人数
 - ・特に指定はしないが、他のコートへ影響のない程度の人数で実施すること。
 - (4)運営手数料
 - ・毎月、委託者からの請求により翌月末までに振込むこと。
 - ・優先予約手数料・運営費(コート使用料含む)として1日 6,000 円とする。
 - ・年間で確保したコートを受託者の都合によりキャンセルする場合は、キャンセル料が発生する。
 - ◇契約後～一般予約抽選前:キャンセル料 50%(3,000 円)
 - ◇抽選後:キャンセル料 100%(6,000 円)
 - ・照明料は別途(実績払い)
 - (5)運営について
 - ・スクールの運営(参加者受付・名簿管理・月謝・謝礼・中止等連絡・保護者対応・怪我および保険等対応・その他スクール運営に関わる問合せ対応等)は受託者が責任を持って行う。
 - ・スクールに必要な備品は受託者が用意をする。これらは事前に申請のあったもののみ秋津テニスコートクラブハウス内で保管が可能。但し、保管時の盗難・破損に関して委託者は責任を負わない。
 - (6)報告
 - ・開催日および参加者数を翌月10日までに委託者に報告する。
 - ・当日、雨天等でスクールを中止とする場合は使用開始時間までに施設へ連絡をする。

(7)その他

- ・施設でのルールやマナーを厳守の上活動すること。
- ・委託者や施設職員とコミュニケーションを図り、円滑に施設を利用すること。
- ・問題が生じた場合は委託者に速やかに連絡をすること。
- ・仕様書の記載事項に対し、変更等要望がある場合は、要望書を添付すること。その際は契約時(R7.4/1 予定)までに相互同意の場合のみ変更可能とする

7. 提出書類

- ・下記「スクール運営業務委託【提案書】記載事項一覧」に記載した内容含む書類一式を期限までに窓口まで提出をすること

スクール運営業務委託【提案書】記載事項一覧	
I 事業者 情報	1. 団体名 2. 住所 3. 連絡先(事業主・緊急連絡先) 4. 担当者名
II 事業概要	1. 目的 2. スクールの概要 3. 対象・人数・クラス編成等 4. 参加費 5. 講師情報(人数・保有資格・実績等) 6. PR 事項
III 提出書類	1. 収支予算書 2. これまでの活動がわかるもの (HP・スクール実績等) ※新規事業として参入する場合は募集要項でも可

【委託者】

秋津テニスコート指定管理者
(公財)習志野市文化スポーツ振興財団

住所: 習志野市袖ヶ浦 5-1-1

電話: 047-452-4380

担当: 倉田・田口

※お問い合わせはメールにてご連絡ください

Mail: narashino@sposhin.org